

# パワーハラスメントと会社の対応について

2010年4月16日  
弁護士 蜂須 優二

## 1、パワーハラスメントの意義

- 1) パワーハラスメントとは  
(法令上明確には定義されていない)  
「職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、それを受けた就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用について不安を与えること」(国家公務員とメンタルヘルス)
- 2) 要素
  - ① 職場の地位や権限を背景とする
  - ② 労働者の人権や尊厳を損なう行為
  - ③ 人権や人格の尊厳を損なうような発言や行動が反復される職場環境の放置
- 3) パワーハラスメントの判断基準
- 4) 現状  
トラブルの増加傾向。裁判例も増加

## 2、パワーハラスメントとみられる行為類型

- 1) 相当性を欠く指導監督・業務命令
  - ① 東芝府中工場事件 東京地八王子支判平成2. 2. 1
  - ② J R東日本(本荘保線区)事件 最判平成8. 2. 23
  - ③ 神奈川中央交通(大和営業所)事件 横浜地判平成11. 9. 21
  - ④ J R西日本吹田工場(踏切確認作業)事件 大阪高判平成15. 3. 27
  - ⑤ 三井住友海上火災保険上司事件 東京高判平成17. 4. 20  
(パワハラには該当しないが名誉毀損にあたりと判断した事例)
- 2) リストラ目的の退職勧奨
  - ① エール・フランス事件 千葉地判平成6. 1. 26
  - ② バンク・オブ・アメリカ・イリノイ事件 東京地判平成7. 12. 4
  - ③ 全日本空輸事件 大阪地判平成11. 10. 18
  - ④ 国際信販事件 東京地判平成14. 7. 9

3) 労働者の組合活動・思想信条を嫌悪して行われるいじめ

- ① 関西電力事件 最判平成7. 9. 5
- ② 松蔭学園事件 東京高判平成5. 11. 12
- ③ U福社会事件 名古屋地判平成17. 4. 27

4) セクハラがらみ

- ① 兵庫国立A病院事件 大阪高判平成10. 6. 11
- ② ファイザー製薬事件 東京地判平成12. 8. 29
- ③ 岡山セクハラ事件 岡山地判平成14. 5. 15
- ④ 青森セクハラ事件 青森地判平成16. 12. 24

### 3、パワーハラスメントの防止策（事前の対応）

- 1) 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発  
(略)
- 2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の準備  
(略)
- 3) 会社組織としてのメンタルヘルスケア  
(略)
- 4) その他

### 4、パワーハラスメントが発覚した場合の措置（事後の対応）

- 1) 速やかな調査  
(略)
- 2) 行為者及び関係者に対する事後対応  
(略)
- 3) 被害者に対する配慮
- 4) 再発防止措置  
(略)
- 5) その他

以 上